

# 関西貨物協議会 news

発行者：関西貨物協議会 大阪府大阪市北区錦町2-2 国労大阪会館 Tel 06-6358-1190

発行責任者：工藤 隆志 編集：恵阪 景一

2024年 2月25日

NO. 3



## 「2024年3月ダイヤ改正等」について 団体交渉・集約を行う!!

国労西日本本部は、「『2024年3月ダイヤ改正等について』」に関する申し入れ（国労西日本申第16号）に基づき、解明要求60項目、基本要素49項目、区所別要求183項目について、2月14日、15日、20日、22日に貨物関西支社と団体交渉を開催してきました。団体交渉確認事項については一部を下記において報告いたします。

### <解明要求>

1. 2019年8月に発生した沼津駅構内における鉄道人身傷害事故の対策として、2019年9月30日付で「入換作業の誘導位置について」（通達）が本社・運輸部長名で出され、この間の交渉において、特認駅を減らしていく考え方を明らかにしている。また、そのためには要員と時間が必要であるとの考えを示している。今ダイヤ改正場面においての特認駅および今後の考え方を明らかにすること。

回答：入換作業の誘導位置については、触車事故防止を第一に考え現場ごとに状況を見ながら検討していく。

（組合）入換作業の誘導位置の特認作業について減らしていく考えに変わりはないとする中で、特認作業を解消したにもかかわらず、特に特認作業としなければならない理由もなく、特認作業の上申があったことにより再度特認を認めるという考えは本社通達と交渉経過に反するものであることを指摘し、富山貨物駅からの上申について、関西支社としてどのように取り扱うか理由を含めて説明すること。

（会社）現地で作業確認をして上申についてどのように取り扱うか改めて説明する。

2. 「労働時間での取扱いとする」様に制度変更された「業務改善活動」における実態調査の結果を明らかにすること。また、支社の考え方を明らかにすること。

回答：会社の進むべき方向への改善活動を促進するためである。

（組合）「業務改善活動」について支社の考え方はどうか。

（会社）「業務改善活動」の在り方について、①. 本来業務が優先であり、支障をきたさない程度とする。②. 「事象」を帳消しにすることは無い。③. 「評価」に直結しない。④. 「発表ありき、時間外労働ありきではない」ということを現場に周知する。

（組合）現場長が「業務改善活動」を行うにあたり、本来業務を外す指示をしているがどうか。

（会社）本来の取り扱いではない。正しい取り扱いを行うように現場に指導する。

3. フォークリフトタイヤの一部内製化について具体的に作業内容を明らかにすること。

回答：別途説明する。

（組合）現時点で明らかにすることは困難ということでは交渉とならないことから、ダイヤ改正事項とは別に説明を行い交渉すること。

（会社）ダイヤ改正事項とは別に説明、交渉を行っていく。

4. 動力車乗務員の準備時間の内訳を明らかにすること。

回答：本社権限事項である。

（組合）タブレットにおける規程改定に伴うデータ更新は訓練で行うこととなっているが、掲示されたものを各自で時間外にデータ更新している実態がある。超過勤務にあたるのではないか。

（会社）データ更新については準備時間で出来ない認識であり、基本的には訓練時に行うこととしている。勤務時間内で行う指示はしておらず、掲示方法について問題があり、支社内での掲示の仕方について考えていく。





**5. 運転士に貸与しているタブレット端末の将来展望について明らかにすること。**

**回答：現時点、明らかにすることは困難である。**

- (組合) タブレットの持ち出しについては許可が必要との認識だが、持ち出し自由となっている区所がある。管理・取扱いはどのようになっているのか。
- (会社) タブレットの持ち出しについては許可が必要であり、現場に管理・取扱いについて指導する。

**6. ドライブレコーダー記録データの閲覧状況について閲覧した件数及び理由を明らかにすること。また、記録データの取り扱い方について支社の考えを明らかにすること。**

**回答：現時点、明らかにすることは困難である。**

- (組合) 交渉で確認してきたことが適正に取り扱いが出来ているか確認するためにも閲覧した件数と閲覧理由を明らかにすること。
- (会社) 組合の主張については社内で議論していきたい。



**7. 事実確認についての考え方を明らかにすること。**

**回答：事実確認し事故・事象の再発防止に努める。**

- (組合) 事実確認は1対1で行うよりも複数人で行うことにより、ハラスメントに繋がることを防止することができるのではないかと。
- (会社) 事実確認の考え方に変わりなく、事実確認の方法など教育を行ってきた。事実確認の立会については、出来る範囲で複数人で行っていく。引き続き、正しい事実確認の方法を教育する。

**8. 列車遅延時における、運転士の代替手配の手法について、明らかにすること。**

**回答：遅延状況等を勘案し手配している。**

- (組合) 列車遅延時における長時間抑止後の運転は安全上問題があるとの認識はあるか。
- (会社) 停止している時間もあるが、長時間の抑止後に8時間に達していないから大丈夫という考えはなく、安全上問題である認識は持っており、先の運転状況なども収集し対応していく。

**9. 「貨車整備実施基準細則」第2節の使用休止第18条（使用休止の指定および解除者）に関わり、「自動使用休止機能の拡大について」（車両第2022-00252号）に伴い、「自動使用休止の場合、仕業検査を持って使用を休止した貨車を初めて使用する場合の臨時検査とすることができる」との条文が第18条第7項として新たに追加されたことについて、「貨車整備実施基準」並びに「貨車整備実施基準細則」に規定されている条文との関わりについて明らかにすること。**

**回答：別途説明する。**

- (組合) 「自動使用休止の場合、仕業検査を持って使用を休止した貨車を初めて使用する場合の臨時検査とすることができる」ということであるが、仕業検査と臨時検査が違うとしている中で、なぜ仕業検査が臨時検査同等の取り扱いとなるのか説明すること。
- (会社) 誰が見ても理解できるものが望ましいと考えており、本社と整理していきたい。

**<基本要要求>**

**1. 駅社員仕業検査担当者の技術力の維持・向上に向けて、教育を実施すること。**

**回答：技術力の維持・向上は重要であると認識しており、定期的に教育を実施している。**

- (組合) フォークリフトのポップアップによる警音が鳴った際の取り扱いについては、疑わしいものは解放することでよい。
- (会社) ポップアップ警音の際、オペレーターからの報告を受けて疑わしい時は車両解放とする。

**2. 業務上必要となる資格取得と保有更新に関わる費用は、会社負担とすること。**

**回答：業務に必要な経費は支出する。**

- (組合) 氏名変更時にかかる費用について会社負担とすること。
- (会社) 動力車操縦者運転免許については、氏名の変更は必要であるが、旧姓と併記することができる。また、氏名変更に必要な資格免許にかかる費用は負担する。

この間、職場における要求が交渉を通じて改善しています。また組合員不在の職場に組合員が在りすることで問題が浮き彫りとなり要求が前進しています。日ごろから問題意識を持ち、労働環境改善に向け奮闘してきた成果であります。「2024年3月ダイヤ改正等について」の交渉経過については、引き続き、職場点検を行い、安全に安心して働くことのできる職場環境を目指して奮闘していきましょう。

